

京都市建築基準条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(仮設建築物に対する適用の除外)</p> <p>第43条 法第85条第5項前段又は第6項前段の許可を受けた仮設建築物については、第8条第1号、第3号及び第4号、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第16条第1項から第3項まで、第17条から第26条まで、第29条、第30条並びに第31条の規定は、適用しない。</p>	<p>(仮設建築物に対する適用の除外)</p> <p>第43条 法第85条第6項前段又は第7項前段の許可を受けた仮設建築物については、第8条第1号、第3号及び第4号、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第16条第1項から第3項まで、第17条から第26条まで、第29条、第30条並びに第31条の規定は、適用しない。</p>